

## 東京大学入学料免除・入学料徴収猶予実施要項

平成31年2月28日

総長 裁定

(趣旨)

1. この要項は、東京大学学部通則第49条の4、東京大学大学院学則第37条第2項及び東京大学教育学部附属中等教育学校学則第25条の4の規定に基づき、入学料免除及び入学料徴収猶予に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施時期)

2. 4月入学者については4月、9月入学者については9月に実施するものとし、掲示その他の方法により告知する。

(採択方針)

3. 入学料免除に係る採択方針については、奨学厚生担当の理事が別に定める。

(申請手続)

4. 入学料免除を希望する者は、入学料免除申請書に、入学料徴収猶予を希望する者は、入学料徴収猶予申請書に必要書類を添えて、総長に申請しなければならない。

(審査)

5. 奨学厚生担当の理事が別に定める基準により審査のうえ、許可者を決定する。

(結果の通知)

6. 奨学厚生担当の理事は、入学料免除及び入学料徴収猶予の結果について通知を行う。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。